

平成 2 7 年第 3 回糸魚川市議会定例会会議録 第 4 号

平成 2 7 年 6 月 2 6 日（金曜日）

議事日程第 4 号

平成 2 7 年 6 月 2 6 日（金曜日）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 表彰状の伝達
- 日程第 3 所管事項調査について
- 日程第 4 議案第 7 1 号から同第 7 5 号まで、請願第 1 号、同第 2 号及び発議第 3 号
- 日程第 5 議案第 7 6 号、同第 7 7 号、同第 8 0 号、陳情第 3 号及び同第 4 号
- 日程第 6 議案第 7 8 号及び請願第 3 号
- 日程第 7 議案第 7 9 号
- 日程第 8 発議第 4 号
- 日程第 9 発議第 5 号
- 日程第 10 閉会中の継続調査について

+

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 表彰状の伝達
- 日程第 3 所管事項調査について
- 日程第 4 議案第 7 1 号から同第 7 5 号まで、請願第 1 号、同第 2 号及び発議第 3 号
- 日程第 5 議案第 7 6 号、同第 7 7 号、同第 8 0 号、陳情第 3 号及び同第 4 号
- 日程第 6 議案第 7 8 号及び請願第 3 号
- 日程第 7 議案第 7 9 号
- 日程第 8 発議第 4 号
- 日程第 9 発議第 5 号
- 日程第 10 閉会中の継続調査について

応招議員 1 9 名

出席議員 1 9 名

1 番 吉 川 慶 一 君 2 番 笠 原 幸 江 君

+

3 番 齊 木 勇 君
 5 番 倉 又 稔 君
 7 番 田 中 立 一 君
 9 番 中 村 実 君
 1 1 番 高 澤 公 君
 1 3 番 田 原 実 君
 1 6 番 新 保 峰 孝 君
 1 8 番 松 尾 徹 郎 君
 2 0 番 古 畑 浩 一 君

4 番 渡 辺 重 雄 君
 6 番 保 坂 悟 君
 8 番 古 川 昇 君
 1 0 番 大 滝 豊 君
 1 2 番 伊 藤 文 博 君
 1 5 番 吉 岡 静 夫 君
 1 7 番 五 十 嵐 健 一 郎 君
 1 9 番 樋 口 英 一 君

欠席議員 0 名

説明のため出席した者の職氏名

市 長 米 田 徹 君
 総 務 部 長 金 子 裕 彦 君
 産 業 部 長 齊 藤 隆 一 君
 企 画 財 政 課 長 藤 田 年 明 君
 + 能 生 事 務 所 長 原 郁 夫 君
 市 民 課 長 池 田 正 吾 君
 福 祉 事 務 所 長 加 藤 美 也 子 君
 交 流 観 光 課 長 渡 辺 成 剛 君
 建 設 課 長 串 橋 秀 樹 君
 ガ ス 水 道 局 長 清 水 保 雄 君
 教 育 長 竹 田 正 光 君
 教育委員会こども教育課長 山 本 修 君
 教育委員会文化振興課長
 歴史民俗資料館長兼務
 長者ヶ原考古館長兼務 磯 野 茂 君

副 市 長 織 田 義 夫 君
 市 民 部 長 田 原 秀 夫 君
 総 務 課 長 岩 崎 良 之 君
 定 住 促 進 課 長 渡 辺 勇 君
 青 海 事 務 所 長 大 瀬 信 明 君
 環 境 生 活 課 長 五 十 嵐 久 英 君
 健 康 増 進 課 長 山 本 将 世 君
 商 工 農 林 水 産 課 長 齊 藤 孝 君
 会 計 管 理 者 横 田 靖 彦 君
 会 計 課 長 兼 務
 消 防 長 大 滝 正 史 君
 教 育 次 長 竹 之 内 豊 君
 教育委員会こども課長兼務
 教育委員会生涯学習課長
 中央公民館長兼務
 市民図書館長兼務 佐々木 繁 雄 君

+

監 査 委 員 事 務 局 長 森 正 人 君

事務局出席職員

局 長 小 林 武 夫 君
 係 長 室 橋 淳 次 君

次 長 松 木 靖 君

+

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4 番、渡辺重雄議員、15 番、吉岡静夫議員を指名いたします。

日程第 2 . 表彰状の伝達

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、表彰状の伝達を行います。

議員 10 年以上勤続として渡辺重雄議員、15 年以上勤続として倉又 稔議員、松尾徹郎議員、故伊井澤一郎議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

4 番、渡辺重雄議員。

〔4 番 渡辺重雄君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 渡辺重雄殿。

貴方は市議会議員として 10 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 91 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 27 年 6 月 17 日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

〔拍手〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 渡辺重雄殿。

貴方は市議会議員として在職 10 年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第 90 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成 27 年 4 月 7 日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 丸山勝総。

〔拍手〕

○議会事務局長（小林武夫君）

次に、18 番、松尾徹郎議員、ご登壇をお願いします。

〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

貴方は市議会議員として 15 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 91 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 27 年 6 月 17 日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

〔拍手〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

貴方は市議会議員として在職 15 年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第 90 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成 27 年 4 月 7 日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 丸山勝総、代読です。

〔拍手〕

+

○議会事務局長（小林武夫君）

次に、伊井澤光枝様、ご登壇をお願いします。

〔伊井澤光枝さん登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 伊井澤一郎殿。

貴方は市議会議員として 15 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 91 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 27 年 6 月 17 日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

〔拍手〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 伊井澤一郎殿。

貴方は市議会議員として在職 15 年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第 90 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成 27 年 4 月 7 日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 丸山勝総、代読です。

〔拍手〕

○議長（倉又 稔君）

ここで議長交代のため、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 07 分 休憩

午前 10 時 07 分 開議

○副議長（渡辺重雄君）

休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（小林武夫君）

次に、5 番、倉又 稔議員、ご登壇をお願いいたします。

〔5 番 倉又 稔君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○副議長（渡辺重雄君）

表彰状 糸魚川市 倉又 稔殿。

貴方は市議会議員として 15 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 91 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 27 年 6 月 17 日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

〔拍手〕

○副議長（渡辺重雄君）

表彰状 糸魚川市 倉又 稔殿。

貴方は市議会議員として在職 15 年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第 90 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 27 年 4 月 7 日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 丸山勝総、代読です。

〔拍手〕

○副議長（渡辺重雄君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 10 分 休憩

午前 10 時 10 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次の日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔１８番 松尾徹郎君登壇〕

○１８番（松尾徹郎君）

おはようございます。

委員会報告をいたします。

去る６月１１日、１５日及び本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、本日の委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から休会中に所管事項調査を行っており、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に議員発議として、発議第３号、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書、発議第４号、特別委員会の設置について、発議第５号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上３件が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。

これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、６月１１日及び１５日の議会運営委員会では、特別委員会の設置と議会改革の検討事項、議場及び委員会室の音響設備について協議しており、特別委員会設置については、本日、発議として提出しております。

また、議会改革については先進地での研修を行い、継続して協議を進めていくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第３．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第３、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教及び市民厚生各常任委員会が開かれ、調査を行っていますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の６月２２日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

新駅整備可能性調査の報告についてであります。６月２２日の委員会において、担当課から、新駅設置の経過と可能性調査の報告、及び調査業務委託報告書概要版をもとに説明を受けた後、委員より、新駅建設にかかわる財源は明確になっているかという質疑があり、国・県の補助金については明確になっていない。今後、１つ１つ詰めていくことになる。

また、県とえちごトキめき鉄道との三者で協議し、最大株主である県の理解を求めていきたいと答弁され、地域の盛り上がりはどうか、調査協力体制、新駅設置後の利活用への協力姿勢はどうかという質疑に対し、両地域ともに熱意、要望がある。今後、地元説明の段階でも、利活用に関して理解を求めながら詰めていきたいと答弁されております。

旧青海自然史博物館後活用基本構想についてであります。担当課から、旧青海自然史博物館後活用基本構想をもとに説明を受けた後、委員より、団体から練習スペース確保の要望があるが、そのような用途にも活用できるのかという質疑があり、旧青海自然史博物館１階展示室をきららカルチャースペースとして、市内で文化活動をしている個人や団体が自分たちの作品を展示したり、サークル活動に使用できるようにするので、そのスペースで練習、リハーサルができるようにすると答弁され、市全体を総体的に考える中で、市内にある多くの所蔵美術品の保管と展示に活用してもらいたい。どのように考えているかという質疑に対し、市の所蔵品は市内の各所に保管しているが、保管環境も考え工夫していきたい。また、展示品は、所蔵品を循環させるような工夫をして、多くの方にご覧いただけるようにしたいと答弁されております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

それでは、伊藤委員長にお伺いをいたします。

ただいま所管事項調査があったわけでありますが、ここしばらく新聞、テレビ等で報道されております学校給食異物混入事件については、所管事項として調査しなかったんでありましょうか。お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

その点については、今回、休憩中の報告で報告を受け、今後の経過を見て所管事項調査として取り上げるかどうか判断したいということで、委員会の皆さんの了解を受けております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

それはそれでしっかりとやっていただきたいというふうに思いますが、非常に市民からの問い合わせも多く、教育委員会は一体何をしとるんだ、学校の給食の安全性はどう図るんだというかなり厳しいご意見、多分、伊藤委員長の耳にもいってるというふうに思いますが、ただ、委員長、ここでもう１点質問させていただきたいんですが、この初回の発生が本年５月２６日ですよ、今日まで１カ月経過しております。委員長といたしまして、この報告を受けた最初の日は、いつなんでありましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

手元にはっきりした記録はありませんが、６月の１０日前後に報告を受けているということだと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

議会開催後ということではありますが、伊藤委員長ほどのベテランの委員長であるならば、こうした事態についてを報告事項ではなくて、正規な議題として所管事項調査もできることが、私は可能ではなかったかなというふうに思っております。それで基本的には５月２６日、やはり今から１カ月前のものの報告が議会に対しておくれたこと。全く同じ時期に、お隣上越市でも学校給食の異物混入事件が発生しておりますが、即日報告、即日対応になってますよね。本日の「タイムス」等を拝見いたしましたも、さらなる調査や経過について村山市長がじきじきに指示を出してますよね。私、伊藤委員長、やはり議会のチェック機能として、議会や委員会は機能すべきだと思うんです。本日の所管事項に入っていなければ、この次は９月ですよ。すると、それだけ対応がおくれるんじゃないかということを懸念しております。

5月26日から6月12日まで連続して7件、糸魚川中学校、青海中学校、磯部小学校にまで及び、さらに問題なのは6月15日に発生した糸魚川中学校は、食品アレルギーによるミスで子供が体調不良を訴える。この食物アレルギーは、命を預かる大事な話ですよね。伊藤委員長もこれまで学校給食等につきましては、大変力を入れてこられたと思います。特に最後の話は、子供の命にかかわる大事な案件だと私は思うんですよね。6月10日で、もし報告を受けた時点で、これはえらいこっちゃということで委員会をもし緊急でも開いたとすれば、私はチェック機能が働いて、6月15日の事件は防げたのではないかなと思うんです。もっと早く言えば議会初日に、市長より行政報告があつてしかるべきだと私は思うんですよね。やはりこの辺の時間差といいましょうか、またしても隠蔽体質かと、こういうようなやっぱり意見が出てます。これに対して私は、伊藤委員長、ぜひ委員会としてやっぱり厳しい目で、しっかりとしたチェック機能を働かして、やはり給食の安全性、そして信頼、命を守るという重要な責務について、私は委員会として再点検をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

多分、6月12日の後、15日の事例が起きてるわけですが、6月12日に正副委員長打ち合わせをしております。その後、この件が報告にあったので、12日から15日の間なのか、それ以降なのか、今のところちょっとはつきりしませんが、いずれにしても委員会の中で皆さんにもお諮りする中で状況を説明し、そして状況の重要さもそこで話も出ておりますが、今後、この後の調査結果を待って所管事項調査といたしましようということで、委員会の皆さんの了解を受けているということでありますから、決して委員会として軽く考えて対応しているわけではありません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

機を見て敏なり、早急な対応をお願いいたしまして、これで質問を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔２番 笠原幸江君登壇〕

○２番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会では、休会中の６月１９日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容
と結果についてご報告いたします。

調査項目は、１、糸魚川保健センターについて、２、ごみ処理施設についてであります。

初めに、糸魚川保健センターについては、現地視察後、担当課より施設の利用状況の報告を受け、委員より、当施設を会場に行っている健康教室の取り組みについて、参加者や指導者の状況はどのようになっているかとの質疑に対し、地区運動教室については、保健センターに限らず各地区において行っており、平成２６年度で２２地区において開催し、延べ人数で約１万３，０００人の方から参加いただいている。また、市の健康運動指導士により、近隣の地域の皆さんの中から指導者を養成し、地区からの要望を聞きながら、よりきめ細かく教室を開催していけるような形にしたいと思っているとの答弁がありました。

次に、ごみ処理施設については、一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設を現地視察した後、ごみ処理施設整備などに係る検討結果の糸魚川市ごみ処理基本構想検討委員会の取りまとめについて、担当課から報告がありました。

委員より、クローズド型の最終処分場について、地元とどのような調整になっているかとの質疑に対し、埋め立てる物は固化した飛灰に限るよう地元から申し出を受けているが、燃やせないごみの分別できない残渣も埋めさせていただけないか、協議を続けているとの答弁がありました。

その他、質疑が交わされましたが、割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．議案第７１号から同第７５号まで、請願第１号、同第２号及び発議第３号

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第７１号から同第７５号まで、請願第１号、同第２号及び発議第３号を一括議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお関連し、発議第３号の説明を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

本定例会初日の６月８日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る６月２２日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決、請願第１号は不採択、請願第２号は採択であります。

議案第７１号、糸魚川市能生自然教育センター条例を廃止する条例の制定については、つくられた目的と条例廃止は合致するのか。建物がなくなるので全てなくなるというのはおかしい。事業は継続すべきという意見や、中途半端に制度を残すのはおかしい。指定管理者への移行を考えているのであれば、この機会に区切りをつけるべきだという相反する意見が出されましたが、本年度は年度途中での条例廃止であり、利用申し込みを受けている事案もあるので、今年度は料金の減免運用で対応するが、来年度以降は検討する。市内で開催されるスポーツ等大会で、中体連・高体連料金というものが示されれば、対応していきたいと答弁されています。

その他、権現荘の運営方法そのものに対する反対意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決しています。

議案第７２号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、リニューアルが終了間近の現段階でのオープンに向けての戦略はどうかという質疑に対し、例としては、食事面では、朝食にあまり力点を置いていなかったが、山形に視察研修に行くなどして、朝食に力を入れての接客を考えている。５００円の日帰り入浴の回数券を、１０回４,０００円で発行するなどしたいと答弁されています。

その他、権現荘の運営方法そのものに対する反対意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決しています。

議案第７４号、財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）では、多くの委員より、一般の家電品と比較して受信機の価格が１台４万４,０００円と高いが、他市の購入価格はどうか。また、ほかに納入できる業者はいないのか、価格を下げる努力をしているのかと質疑があり、県内他市の購入価格は４万５,０００円から７万円台であり、納入業者は五、六社確認できているが、糸魚川市の一般競争入札には１社のみの参加であった。他市も同様の事業展開をする中で各社、手いっぱいの状況と思われる。価格を下げるよう交渉しているが、特定の周波数帯を受信する特注の受注生産であることから、値段を下げることは難しいと言われてっていると答弁がありました。

請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の提出を求める請願では、賛成意見として、国では衆議院と参議院の文部科学委員会の全会一致で、教育の現場に即した教職員定数の充実に関する決議を行っている。教育現場の計画的改善が必要である。また、教育現場を見ている立場で、教員加配の必要性を感じている。特別支援も含めて、教員の確保と必要なところに配置するということが必要であると考えている。

反対意見として、学校に求められるのは、集団の規律学習と社会秩序を守る訓練であり、少人数学級ではできないことである。教員増員に必要な財源も確保できていないから、財務省も反対している。また、請願の出願者も組合だけという出され方が気になるという意見が出され、起立採決の結果3対3の同数となって委員長採決となり、私の意見として、私自身は、少人数学級に反対するものではない。少人数学級の効果とデメリットも理解しているつもりであるが、経験的にも少人数学級のほうが教員の目が一人一人に行き届き、教育効果があるものと考えている。ただし、それも少なければいいというわけではなくて、ある程度の人数の中でもまれ、社会性を養うことも必要であると考えている。

一方、新潟県の状況は格段に進んでいて、新潟県が行っている小学校課題別パイロット事業、少人数学習等教育推進事業、少人数学級パイロット事業等の施策は、教育効果を考えて下限人数も定められているなど妥当なものであり、現状の糸魚川市が置かれている環境において、糸魚川市議会として本請願を採択する状況ではないと判断するとして、不採択とすることに決しました。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出を求める請願では、この請願の願意、趣旨には賛成するが、「少人数学級」という言葉が使われると労働組合的要素を感じる。その部分を削除することを条件として賛成するという趣旨の意見が多く出され、意見書の内容に条件がついた中で、全会一致で採択されています。

これにより、本請願は意見書提出を願意としているところから、発議第3号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第3号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのために、教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

子どもたちが全国どこに住んでも、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そこから生まれたのが「義務教育費国庫負担制度」と「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」です。「義務教育費国庫負担制度」は、教育の全国水準や機会均等の確保、児童生徒の学力格差の縮小、地方独自の教育の下支えなどの観点からも、大変意義のある制度です。

しかし、2005年度に中央教育審議会の義務教育特別部会が「負担率2分の1の国庫負担制度は教職員給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべき」との答申を示したにも関わらず、2006年度より国庫負担率が3分の1に引き下げられています。これにより、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などにみられるように教育条件格差も生じています。教育条件整備を支える「義務教育費国庫負担制度」を2分の1に復元することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図るために不可欠です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行

投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記

1、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出します。

以上で、付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員。

○20番（古畑浩一君）

伊藤委員長にお伺いいたします。

ただいまの報告の中で、権現荘の運営方針にかかわる反対意見があり、採決の結果、反対少数で否決されたといいましょうかね、という話だ。ここは何が対立の軸であったのか、どういう意見で採決まで入っていったのか。その後の請願1号、2号、3号に対する説明が非常に事細かだったのに対して、こちらのほうは何が論点であったのか全く報告されておりませんよね。これは一体何があって、最終的には採決まで入ったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

自然教育センターの運営そのものにかかわることではなくて、あの周辺設備一帯を、今度、権現荘に統一をしていくという、その市の方針そのものに反対していることから、この能生自然教育センターというのは権現荘の本館2階部分にあったわけですが、その辺を絡めて反対であるという意見があったということでもあります。ですから、権現荘を取り巻く環境全ての政策に対しての反対から、この件にも反対するという趣旨の意見であったと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員。

○20番（古畑浩一君）

細かいことは、これ以上お聞きしませんが、ただ、委員長、特に委員会の中では、こういった賛否の分かれたような論点については、委員長の報告の中では、私はしっかり説明していただきたいと思うんですよね。

特に、請願に対する説明がすばらしかっただけに、こうした特に市民生活に密着している問題で論点が分かれた場合、こちらのほうにつきましては、やはり委員長として委員会の流れをわかりやすく説明していただければ、よろしいかなというふうに思っております。今後、ひとつそういう方針で、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第７１号、糸魚川市能生自然教育センター条例を廃止する条例の制定について、議案第７２号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

反対の基本的考え方は、公的なものと民間でやるべきものを区分して、公的なものは、市がしっかりと行う、民間でやるべきものは、民間が行うということであります。

議案第７１号、糸魚川市能生自然教育センター条例を廃止する条例の制定についてであります。１９８６年（昭和６１年）１月２６日に、柵口地区で大規模な雪崩災害が発生しました。能生自然教育センターはその２年後、１９８８年（昭和６３年）８月、旧上能生小学校校舎を活用して整備された権現荘本館に設置されました。

設置目的には、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒並びに特別支援学校の児童及び生徒、並びにこれらに準ずるものの集団宿泊教育活動、青少年の集団教育活動等の利用に供するためとなっております。

この自然教育センター条例を見る限り、当初は公的性格を持った施設であったと思います。しかし、その後の新館、別館建設の中で、権現荘の経営収支のみにとらわれていくようになり、今では単なる旅館経営になってしまっているというのが現状ではないかと思えます。

この自然教育センター条例を廃止するということは、権現荘の公的性格を完全になくしてしまうことになるのではないかと思います。児童生徒の集団宿泊教育活動、青少年集団教育活動については、今の時代において、いろいろと考え方もあると思いますが、このような公的部門を切り捨てても、民間でやるべき旅館部分を残すという権現荘のあり方については、疑問を持つものであります。

今のような市のやり方には反対でありますので、本案には反対であります。

議案第72号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてであります、柵口温泉センターを廃止し、権現荘に機能統合したいという内容であります。旅館と公的性格を持つ温泉センターを一緒にするという事には反対であります。

自然教育センターの廃止、温泉センターの廃止で、柵口温泉地域にあった公的性格、施設が大幅に後退します。雪崩資料館がありますが、実質的には権現荘だけになります。私は権現荘は完全に市から切り離し、須沢の健康づくりほど予算はかけないまでも、温泉センターを新しくして周辺環境整備も含め、市が温泉センターを核にしたさまざまな取り組みを行う。このやり方のほうが長期的に見れば、柵口温泉地域の活性化につながるのではないかと考えます。

旅館と公的性格を持つ温泉センターを一緒にするという事には反対でありますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

請願第1号、少人数学級実現に係る意見書採択を求める請願に賛成の立場から討論をいたします。

教育環境を見渡したとき、その変化は大きく、ますます複雑になってきている状況にあります。国に対して少人数学級実現を求める願いは、毎年、提出しており、全国で意見書が上げられていますが、依然として義務教育標準法の改善にはつながっていません。

しかも財務省は、小学校1年生35人学級を40人学級に戻すように文部科学省に求める方針を、財政制度等審議会に示してきました。これに対して下村大臣は、財政上の問題で教育論をすることは、将来を誤る政策になってしまう、容認するわけにはいかないと述べています。

その理由として、学校環境を取り巻く状況が、以前に比べると非常に高度化、複雑化していること。一方では、社会、家庭における教育力が低下してきている中で、学校教育の果たす役割が大変大きくなってきていること。学校現場においても発達障害の問題など、多様な教育を導入しなければならない課題があること。日本の教員は世界で最も忙しい中で、子供たち一人一人とじっくり向き合う時間を確保するということを考えれば、より少人数のほうが教育的な成果、効果は上がるということは、これまでも実証されていると、その必要性を明快に述べています。

学校現場が抱える問題は、いじめ、不登校等が大きな問題となってきました。しかし、いまだ抜本的な改善策が見出されてはいません。最近の傾向はインターネットや携帯電話、スマートフォンを介したいじめが増加をしており、いじめの実態が一層、発見しにくくなっています。

新潟県では、いじめ見逃しゼロ県民運動を展開し、いじめの認知件数は年々減少傾向にあり、徐々に成果があらわれてきております。引き続き、粘り強く学校全体で一人一人に目を配り、子供たちにしっかりと寄り添った時間を確保して、いじめを見逃さない適切な対応が求められています。

また、障害のある児童生徒に対しては、特別支援学校や通級指導で対応しております。近年では、

行動障害や学習障害と言われている発達障害も認知されるようになりました。幼い段階から実態に応じた支援をすることで、その後の学校生活や社会生活への適応能力が格段に向上しております。児童生徒の将来にかかわることから、保護者からも強く支援の要望が出されており、各学校での支援の整備拡充と、個別の支援計画が実施されているところであります。

このような状況の中で新潟県は、ことしから小学校３年から中学３年まで、全て３５人学級を実施いたしました。１クラス下限２５人という制約で、全ての学級が恩恵を受けられない課題はありますが、一步前進と捉えるべきであろうと思います。

そのほか県からパイロット事業の指定を受けたり、あるいは少人数学習等教育推進事業において、加配による配置で糸魚川市の小・中学校でも幾つかの少人数学級が実現をしております。義務教育標準法では、このように学級定数を都道府県での弾力的運用を認めております。この間、少人数学級が広がってきたことは教育的効果のあらわれと、必要性が全国的に認められてきた証であり、さらには子供たちや保護者、地域住民、教職員の方々から好評を得ている状況であります。国はこのような状況変化の中で、財源確保をしっかりと確立した上で、少人数学級の実現を図っていくべきであり、強く望むものであります。

国への意見書の採択に対しまして、議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔１５番 吉岡静夫君登壇〕

○１５番（吉岡静夫君）

議案第７１号及び議案第７２号の２議案について、それぞれ反対の討論を行います。

まず、議案第７１号、糸魚川市能生自然教育センター条例を廃止する条例の制定について、これを可決することに反対の討論をさせていただきます。

議案の提案理由でも明示されているように本件は権現荘本館の解体、つまりリニューアルに伴うものであります。私、本事案関連の流れに対しては、その都度、事あるごとに反対を主張し、訴え続けているところであります。

よって、一連の流れの線上での本案件、議案第７１号、糸魚川市能生自然教育センター条例を廃止する条例の制定について、可決することに反対せざるを得ません。

以上、反対討論とさせていただきます。

次の案件に移ります。

議案第７２号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、これを可決することに反対の討論をさせていただきます。

本議案の提案理由では、柵口温泉センターを廃止し、権現荘に機能統合とあります。さきの議案第７１号での反対討論でも、若干、触れましたが、次のことをその都度、事あるごとに主張し、訴えているところであります。

１つ、対外的誘客に重きを置くホテル・旅館業的性格を強める権現荘と、対内的、つまり地域の

普通の住民、市民の健康、福祉、暮らしのための公的施設としての温泉センター、立ち位置も性格も全く異なる施設を、単に統合という事務処理でごっちゃにして、しかも、そこに４億円もの巨費を投ずることは行政の何たるか、公費支出のありようなど基本的な問題からして全く理にそぐわない。前者は、公がかかわるべきものではない、後者は、むしろ公がかかわるべきものです。

いま１つ、今次のリニューアル事業、統合あるいは廃止への流れに対する住民、市民、関係者の根強い反対、批判の動きは、現に今も続いているのです。さらに民業との関係、指定管理者制度の問題もあります。

しかるに、これらの動きへの行政側の対応、例えば、こういうことを言ってる。市民説明会などで市民の理解を得たなどは、私に言わせればどう見ても一方的、片面的な理由づけ、言い分としか言えません。別の言い方をすれば、今次議案をはじめとした一連の動きは、後々、悔いを残すことになるとした私は言いようがありません。

よって、議案第７２号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、可決することに反対いたします。

以上、反対討論とさせていただきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

暫時休憩します。

午前１０時５５分 休憩

+

午前１０時５５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第３号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第 7 1 号、糸魚川市能生自然教育センター条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 2 号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 3 号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 4 号、財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 5 号、変更契約の締結について（能生体育館新築工事（建築））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第１号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

この際、議事の都合により、発議第３号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第３号、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第２号、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を１１時１５分といたします。

午前１１時０１分 休憩

午前１１時１５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第５．議案第７６号、同第７７号、同第８０号、陳情第３号及び同第４号

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第７６号、同第７７号、同第８０号、陳情第３号及び同第４号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については、いずれも原案可決、陳情第３号及び同第４号については起立採決の結果、不採択としております。

議案第７６号、財産の取得について、シーサイドバレースキー場圧雪車であります。これにつきましては、昨シーズン圧雪車が故障して、緊急に借り上げていた車両を購入するものであり、新車価格では３，７８０万円ですが、レンタル価格と残存価格、減価償却を加えて計算した結果、妥当な金額であることから購入したいというものであります。

その他の議案でも若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、陳情についてであります。陳情第３号については、国のほうでも盛んに議論されている最中であり、市として結果を出すのは時期尚早であるとの意見が出され、また、陳情第４号については、最低賃金というのは都道府県単位で１つのルールで動いており、意見書の提出はすぐわなといった意見が出され、それぞれに起立採決を行った結果、不採択となったものであります。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

陳情第３号、「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情、陳情第４号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対する賛成討論を行います。

最初に、陳情第3号、「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情であります。

概算ですが、2009年の日本の労働者の年間労働時間の平均は、常雇いで約2,000時間、ヨーロッパの主要国が約1,500時間、日本が約500時間多く働いております。このような働き過ぎの問題と、これに加え、他の先進国では考えられないサービス残業の問題があります。また、非正規労働者数がふえ続け、2013年には36.7%にまでなっております。

このような中で労働基準法の一部改正案では、労働時間規制の適用から除外する制度の新設、時間外労働してもカウントしない裁量労働制の対象拡大、労働者派遣法では生涯派遣が可能な制度にするなど、現状をさらに悪化させる内容となっております。

陳情にあるように、労働環境をさらに悪化させるのではなく長時間労働を規制するなどの改善対策、労働環境をよくしていくことは日本経済の発展にとって必要不可欠なことと考えますので、働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める本陳情に賛成するものであります。

陳情第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、大企業の内部留保がふえ続ける中、非正規労働者が37%近くにもなり、貧困の連鎖も社会問題化しております。糸魚川地域においても他の地方都市と同じく、中小企業の厳しさは変わらない状況が続いております。

このような中で、景気刺激策としても中小企業支援の強化と最低賃金の引き上げは、落ち込んでいる消費を引き上げる効果が期待されるものであります。貧困の連鎖を断ち切る上でも効果があると考えます。

日本経済の生産、雇用の大部分を支えている中小企業を支援し、最低賃金を引き上げることは、GDPの6割を占めると言われる国民消費に対する最も効果的な消費刺激策の1つと考えますので、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号、財産の取得について（シーサイドバレースキー場圧雪車）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号、財産の取得について（除雪ドーザ）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 80 号、平成 27 年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第 3 号、「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情を採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第 4 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第 6 . 議案第 78 号及び請願第 3 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 78 号及び請願第 3 号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っていますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2 番 笠原幸江君登壇〕

○ 2 番（笠原幸江君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました本案について、6月19日に審査が終了していますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決、請願第3号については、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、議案第78号、糸魚川市ピアタウン青海多目的施設条例の制定について申し上げます。

委員より、事業主体や中・長期計画を含めた運営計画について質疑が交わされております。

今回の事業の趣旨に関しては、大変結構なことだと思っているが、時間をかけて設置について協議した割には緩いところがある。もう少し説得力をもって説明していただきたいとの質疑に対し、ピアタウン青海に多目的施設を設置することにより、全市的にという考えもあるが、まず、青海地域で、特に高齢の方に外に出ていただくことが一番大事だと考えている。

また、元気な方たちに来ていただきたい。高齢者の外出促進。閉じこもりによる健康被害を予防し、そのための居場所をつくっていきたい。

資金については、青海地域の振興基金を活用し整備するものであり、1つのモデル事業として検証しながら進めていき、他の地域にも広めて行きたいとの答弁がありました。

さらに、委員からの委託先の衛生管理責任者、調理師、栄養士などの有資格者についての質問に対して、糸魚川地域振興局へ再三確認し、飲食店の営業の場合、調理師や栄養士の資格がなくても、食品衛生責任者の資格を取得すれば営業が可能であること。また、食品衛生責任者の資格は、養成講習会を受講することで取得でき、資格を持っている方を団体に入れていただきたいと考えているとの答弁がありました。

その他、多くの意見がありましたが、割愛させていただきます。

本案については、起立採決の結果、可決することに決しました。

次に、請願についてご報告します。

請願第3号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願についてでは、委員より、願意妥当とする意見がある一方で、当案件については、現在、国でも委員会を立ち上げて、法改正も含めて検討中であることから、本請願を採択するには時期尚早であるとの意見も出され、起立採決の結果、不採択と決しました。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田中議員。〔 7 番 田中立一君登壇〕

○ 7 番（田中立一君）

市民ネット 2 1、田中立一です。

請願第 3 号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

年金積立金は、被保険者が将来の安心のために納めた公的年金の保険料の一部であります。したがって、年金積立金は高齢者の生活の安定のために使われる貴重な財産であり、その運用は年金保険法等の規定により、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を行うこととされております。

この大切なお金を国は昨年 6 月に改定しました日本再興戦略におきまして、年金積立金管理運用独立行政法人 G P I F に対して運用の見直しを求め、G P I F は昨年 1 0 月に中期計画を変更し、運用資産に占める国内債権の割合を引き下げ、株式等リスク性資産の割合を引き上げるなど、年金運用資産の構成割合、すなわち基本ポートフォリオの見直しを行いました。年金運用でハイリスクをとるこの見直しは失敗した場合、速やかに処理する制度がない上、誰がその失敗の責任をとるのか明確ではありません。失敗すれば老後の年金が減るおそれがあり、若い世代の人たちにその負担を押しつけることにもなります。

もとより年金積立金の運用は、年金財政、年金制度と深くかかわるものでありまして、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないよう長期的な健全性を確保していかなければなりません。

しかし、今回の見直しでは、被保険者の利益のためにある年金積立金が、その運用にハイリスクをとった場合、損失コストは国民が引き受けなければならないことを被保険者、国民に十分な説明がなされておられません。成長戦略の一環、経済の刺激を目的としてのポートフォリオの見直しには問題があると言わざるを得ません。

リーマン・ショック時の最大の損失が 9 . 3 兆円、この損失をはるかに上回る損失が発生する可能性を指摘される専門家もおられます。糸魚川市におきましては高齢化率が高く、老後の生活を年金に頼る方が多く、このようなリスクの高い年金積立金の運用は、市民の老後の生活にも大きな負担を与えるものであると思います。

以上のことから、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、請願第 3 号の賛成討論といたします。

○議長（倉又 稔君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。〔 1 3 番 田原 実君登壇〕

○ 1 3 番（田原 実君）

田原 実です。

議案第 78 号、糸魚川市ピアタウン青海多目的施設条例の制定について、反対の立場より討論いたします。

この条例の制定は、青海地域の新幹線高架下に子供から高齢者までの多世代の地域住民による交流の場として、多目的施設を設置することを目的とするのですが、前期の市民厚生常任委員会で求められた運営計画、経営計画の提示がないまま、運営委託先を内定して予算をつけたり、市のモデル事業の名のもとで 500 円の弁当を 1 日 20 食提供すること以外、具体的な事業内容を示せないまま、施設の保守管理、修繕などにこれからの長きにわたり市民の血税から出費する事業を推進することを定める条例の制定には賛成しかねます。

よって、議案第 78 号、糸魚川市ピアタウン青海多目的施設条例の制定について反対いたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 78 号、糸魚川市ピアタウン青海多目的施設条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第 3 号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第 7 . 議案第 79 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 7、議案第 79 号、平成 27 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結

果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

本定例会初日の６月８日において、議案第７９号、平成２７年度糸魚川市一般会計補正予算（第３号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る６月２２日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

定住促進課関係部分では、糸魚川市大学連携集落活性化実践事業について、大学への事業周知は、どのように行うのか、糸魚川市として、どのような効果を期待しているのかという質疑に対し、現在、新潟大学、早稲田大学、横浜国立大学が糸魚川市に入ってくれているので、そのように糸魚川市に縁のある大学を中心にＰＲしていきたい。活動内容は大学側の意思によるが、地域との調整役を定住促進課が果たし、学生からは意外性のある提案も期待したいと答弁されています。

こども教育課関係部分では、スクールソーシャルワーカーの配置について、どのような経歴を持った方に委託するのか。活動の内容は、どのような頻度で、どのように行うのか。糸魚川市としては、どのような効果を期待しているのかという質疑に対し、長く新潟大学、新潟医療福祉大学で教鞭をとっておられ、現在は、そこで非常勤講師をやっている。いじめ、不登校の事案について多くのケースにかかわっていて、特別支援教育にも非常に造詣の深い先生である。

月に２回、１１カ月で２２回を考えているが、１回に２校程度回ってもらい、各校の基本方針をもとに教師と保護者を対象に指導してもらう。ソーシャルワーカーに指導を受けた教員が、生徒指導を行うこととなる。各校の回数については、各校の課題と状況により判断し、臨機応変に対応したい。

中学校であれば、生徒活動の中で子供たちが主体となった活動をしていくことで、子供の意識を変えていきたい。事例を使って具体的に指導研修を行うことで、教職員の人権意識を高めていきたいと考えていると答弁されています。

ソーシャルワーカーの指導現場に、教育委員会の責任ある立場の人が同行して検証し、教育委員会の中で水平展開する中で改善していく。必要であれば、補正予算を要求してでも活性化を図ってほしいという要望に対し、指導主事が同行して教育委員会の中で協議するようにしたい。効果が確認できれば、補正予算をお願いしても回数をふやすことも考えたいと答弁されています。

文化振興課関係部分では、長者ヶ原遺跡維持管理委託料について、枯れた松の処理と言うが、松食い虫か。そうであればここだけではなく、全市的に調査し、早い対応をすべきであるという質疑に対し、早急にほかの部署も含めて調査し、対応したいと答弁されています。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

当委員会に付託となりました関係部分について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な質疑であります。７款、観光誘客宣伝事業の登山バス運行事業補助金３８０万円については、糸魚川バスから蓮華登山バスの運行期間を繁忙期のみに短縮したいとの申し出があったことを受け、市としては、ことしが北陸新幹線開業の特別な年という位置づけもあるので補助をし、運行を継続したいというものであります。

委員からは、糸魚川バスの営業努力を求める意見があり、市としてもタイミングを見ながら、しっかりと話をしていきたいとの答弁がされております。

次に、同じく７款の海の魅力アップ推進事業では、青海シーサイドパークで県事業も含めドームの人工芝張りや段差の解消、オートキャンプ場の整備をするといったものであります。

委員からは、ドームを冬期間の野球等の練習場として利用する要望も出されましたが、具体的に決まっているわけではなく、大勢の方が使えるようなものにしていきたいとの答弁がされております。

また、予算計上における算出金額の妥当性を求める意見もあり、今後の予算計上に当たっては、事業費に見合う説得力のある資料を求める意見も出されたところであります。

ほかにも若干の質疑はありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔２番 笠原幸江君登壇〕

○２番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、６月１９日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

委員より、昨今、年金に絡む個人情報の漏えいがあったが、市民の大事な情報を管理する上で、デジタルなものというのは、間違いがあったときに担当者がチェックしづらいと思うがどうかとの質疑に対し、今回の補正により、個人の情報を守る措置をさせていただき、まず、物理的な対応として、機械により確実にデータを離し、また、論理的な対応として、システム上でプログラムを見て分離させる。そして人的な対応として、研修により職員の意識を高め、職員の倫理によって個人情報を守っていきたいとの答弁がありました。

また委員より、ピアタウン青海多目的施設運営委託料について質疑が交わされております。

その他、多少の質疑がありましたが、割愛いたします。

本案については起立採決の結果、可決することに決しました。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第７９号、平成２７年度一般会計補正予算（第３号）であります。当初予算でも社会保障税番号制度システム整備には、個人情報保護の点で疑念があることを述べましたが、今回の補正第３号でも、関連した税務情報システム、住基システム改修の増額補正がなされております。

６月１日に発表された日本年金機構の年金個人情報流出は、１０月から番号通知を開始すると言われております国民共通番号制度の前提が崩れていることを浮き彫りにしました。

年金個人情報１００万件以上、流出したとのことであります。大量情報流出は、民間でも少なくありません。国民共通番号制度は、年金を含む社会保障情報、税金の情報、預貯金、健康診断などの民間機関が扱う情報にも拡大する計画となっております。さらに、カルテや診療報酬明細など医療情報、戸籍や旅券、自動車登録などにも拡大する方針が打ち出されております。

国民共通番号制度（マイナンバー）は、税金や社会保険料などの徴収強化と、社会保障などの給付抑制も狙いとなっておりますが、膨大な個人情報が一たび流出すれば、はかり知れない被害をもたらすことは明らかであります。制度自体に無理があると思います。

このような欠陥制度は中止、撤回し、個人情報の分散管理と、徹底した個人情報保護対策にこそ力を入れるべきではないか、そのように考えますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第７９号、平成２７年度糸魚川市一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

少し早いようですが、昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後１時といたします。

午前１１時５０分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第８．発議第４号

○議長（倉又 稔君）

日程第８、発議第４号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔１８番 松尾徹郎君登壇〕

○１８番（松尾徹郎君）

発議第４号、特別委員会の設置について提案説明をいたします。

特別委員会の名称については、交通対策特別委員会とし、定数８名であります。

また、付議事件につきましては、

- ・地域高規格道路松本系魚川連絡道路整備の整備区間昇格について
- ・一般国道８号系魚川東バイパス間脇～梶屋敷間の早期完成について
- ・北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大糸線活性化対策について

であります。

また、設置期間につきましては、本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとするのであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第４号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議第４号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました交通対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

齊木 勇議員、樋口英一議員、吉川慶一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、田中立一議員、古畑浩一議員、田原 実議員。

以上、８名であります。

○議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました議員を特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後１時０４分 休憩

午後１時１０分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、特別委員会が開かれ正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

事務局員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

交通対策特別委員会委員長に樋口英一議員、同副委員長に田中立一議員。

以上であります。

日程第９．発議第５号

○議長（倉又 稔君）

日程第９、発議第５号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔１８番 松尾徹郎君登壇〕

○１８番（松尾徹郎君）

発議第５号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

国は、よりよい住民サービスを実現するため、議会においても女性議員が活躍できる環境を整備するよう、市議会の会議規則において出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう、検討願いたいとの要請を全国市議会議長会にしたところであります。

これを受け当市議会におきましても、近年の男女共同参画の状況に鑑み、それらを考慮し議会の活性化を促進するため、会議規則の一部を改正したいものであります。

改正内容につきましては、糸魚川市議会会議規則第１章、会議における第２条及び第９１条に、それぞれ出産のため出席できないときは、日数を決めて、あらかじめ欠席届を提出することができるという規定をつけ加えるものであります。

以上で提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

+

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第５号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議第５号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第１０．閉会中の継続調査について

+

○議長（倉又 稔君）

日程第１０、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第１１１条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成27年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月8日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、国道148号の整備状況について、ご報告申し上げます。

上刈地内、中央大通り線接続付近の国道148号については、6月12日に仮設道路から本線へ交通が切りかわりました。工事の完了は、8月中の予定となっております。

2点目に、国道8号の親不知・子不知区間雨量規制の変更について、ご報告申し上げます。

変更内容は、6月23日から連続雨量基準120ミリメートルを140ミリメートルに見直すとともに、局所的短時間豪雨に対応した通行規制基準を設定したものであります。

市といたしましても、国土交通省に対し雨量規制の緩和を要望していたところであり、今後も安全な道路の管理や整備を要望してまいります。

3点目に、学校給食における事故発生状況について、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。5月26日から6月12日の間に学校給食への異物混入が7件発生いたしました。

また、6月15日には、食物アレルギー発症の事案が発生いたしており、いずれの事案につきましても、学校、納入業者に対し厳重注意を行い、原因究明と再発防止策を徹底するよう指示し、保護者宛には、文書等でお知らせし謝罪いたしましたところであります。

市といたしましても、学校と連携を取りながら、再発防止に努めてまいります。

最後に、平成26年度の決算概況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が341億7,700万円、歳出で321億8,500万円となり、差し引き19億9,200万円が平成27年度への繰越金となりました。

繰越財源を除く実質の繰越金は15億800万円ですが、平成27年度予算で今回の補正分までを含め6億3,800万円を既に充当しておりますので、残りの留保額は8億7,000万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

厳しい財政状況が続きますが、今後ともより一層健全な財政運営に努めてまいります。

以上、4点について、ご報告申し上げました。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成27年9月市議会定例会の招集日を、8月31日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

これをもって、平成27年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後1時19分 閉会

+

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+